答弁第一四四号平成二十六年五月十三日受領

内閣衆質一八六第一四四号

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長伊吹文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に対する政府の見解に関する質問に対

し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に対する政府の見解に関する質問

に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「互いの主権を害さない形での経済協力等」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないこ

とから、一概にお答えすることは困難であるが、ロシア側は、 北方四島における共同経済活動について、

ロシア連邦の法令に基づいて実現されるしかるべき経済プロジェクトはロシア側により歓迎されるとの立

場に立つ旨を対外的に公表していると認識しており、北方四島において同国の法令が適用されるべきとの

主張は、 北方領土問題に関する我が国の法的立場に鑑み、受け入れることは困難である。

政府としては、 御指摘の閣議了解に基づいて、 我が国国民の北方領土への入域は、 墓参、 四島交流及び

自 由訪問の枠組みの下での訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、 北方領土問 題 の解

決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請してきており、今後とも、 御指摘の閣議了解

の周知徹底に努めていく所存である。